

算法地方大成

租税之部

三

73
473
3

73
473
3



用あり當時ハ國東並本石斗立の村もあり是れ出目を
 らば遠國ハ類何れもある登一後遠之の三ヶ國古來々
 本石納あり一ダ元福十六末年より遠國並斗立納不成
 其後正位ニ己年より斗立の上小を儀不武斗出目とを
 物として取立る程古ハ延米と号一斗掛よ盛不斗て納一
 也名三斗六斗入ハ斗余も有たより中古より所取ハ一々
 止より今ハ延米の名目一斗出目米延米ハ一物取名ありそ名
 目を用ふるハ私領不限る上州群馬郡の内高崎城付村ハ
 本達米を石不斗六斗宛の出目あり是とハ六の延と唱へて
 の教國東遠國とも余り用取ざる延米あり實東あり
 私領上地不取る村ハ斗六斗不斗斗の出目杯の村方ハ

斗立不斗一斗出目米延米の名目と除もあり
 幸地方をのち限ハ右ノ州の斗六斗羽州の武斗出目杯ハ
 米斗より起りたる延米をれども奥州後遠之等の出目米ハ
 指より起りたるハあはれ實東の本石斗立不斗一斗出目米不
 一斗以上方筋遠國不斗一斗はとも年貢の石取を列し
 納む出目米ハ定石代並取不て大極金銀納あり但上州羽州延
 米の起ハ銀ハ武石の粗と世留並の合納すれハ五分とを米を
 石とある群馬郡ハ七合五分榜也名粗武石不七分の厘とを米を石斗
 六斗と成羽州の内六合榜の場不ハ六分とを米を石斗と成
 仍て世上通例の務より余計の分延米と唱へ年貢の外不納む
 粗播ハ土地の肥瘦不を粗取の旨意あり等場乃熟田也

乞他の場所実入より之れハ浸漬ノ肥満して六合及びより
 七合亦有稻又兼田或ハ原田水有場不有亦冠の指杯ハ出
 素形ハ宜見由れど粒の皮取て厚く米瘦青米多多く
 乙に合ありてハ指さるるものなり 亦年の豊凶中も亦有事あり其の
 甲乙と平均して又合揚の定法ハ上下ハ損失ある良法なり又
 甲州ハ土地の苦急格別ハ遠小村方多く取指亦多少あり
 乙合位より六合口又白指まで依り其村限ハ取指の定めあり
 乙拾見取付の首此定法と凡世上並平均ハ合指ありハ百姓損
 益多き由是ハ合指を司ひ也

一 上州緑野郡村方の内ハ延大豆 延玄綿と云ハ納物あり是ハ
 松領の首大豆玄綿を納め上上延と名取立一亦今ハ大豆

玄綿ハ物成指あり言ハ依ハ延の分ハ小物成の指成外物
 みて納む延大豆ハ先大豆を升小を合式白又玄延玄綿ハ元玄綿
 百目小を日又拾之々八分三厘又毛宛金納不成元大豆元玄綿ハ
 負數のみもて納みハあり也

○ 欠米込米の事

一 欠米といハ遠國より廻米海上遠小運送する由急場不
 より年を越く江戸着れ此ハ數日改風に當り蕪米等出米
 或ハ淨子米杯みて欠減ト納の首儀入不足に依て是儀に又升之升
 宛の積み納米の外に勝子次第積米し亦近米定法立
 本米を石ハ欠米ニ升宛の勘定中納米同指送状に書
 載積廻しハ揚いし一米内指内指といハ米を儀に儀積載

我軒ふも仕切て住ひを水方の役を勤む依り採収を止て
 門役と名付出入の門敷へそく役を取立る又百姓門役を
 厭ひ門を塞ぎ持おふ一門のまより敷軒出入りき水の
 役を勤むるゆゑ又門役を廢し竈の敷小をけ役を取立る
 是を種役と名付種ハ獨金を取る自在種の手なりと云
 傳ふ今も越前に小物成の名目小持りて有より其外山
 家ハ稀小家き水より種何種と平均小取集村入用よ
 き小もあり是ハ持言ふ抱らば家並入舎り山内の築草
 等刈取ゆ急ありす之種切取の水留或ハ猪麻特等此人
 多く入時持言ふ抱らば竈役等めく其人づ出以率あり
 是も種役といふあり

一 分一金といふ漁獲或ハ商賣物賣言の分一金銀買加と
 して上納するをいふ分の多ハ其分より不同あり
 一 鯛獲ハ海中の大獲あり鯛網引とたるるときは獲師と云十集
 商人 青シヌ十集と唱ふ依て其并其續の役人立舎引上り
 鯛と何百拾益ととなり其月此水名相場小依て代金を種り
 其代金二十分一を運上り浦方支取又ハ領主北院へ取立る
 あり但し中橋小盛益とを益と唱ふは益を代金に種と
 お場を極是と名お場といふ初く魚類の相場を水名
 お場といふあり
 一 鯨獲ハ鯛同様の大獲なり突鯨分一と名お場あり
 二十分一の運上突鯨といふ森めて突留たるといふ鯨を突道具
 と表といふ

一 狛 鯨 捕 八 場 不 極 一 鯨 突 の 形 あり 定 式 不 鯨 捕 一
 分 一 其 介 捕 法 あり 常 不 鯨 捕 方 あり 稀 不
 仲 合 不 鯨 見 在 時 八 捕 師 ども 寄 集 り 各 命 の 道 具 を 見
 獲 び 交 小 ち つ 一 早 船 あり 突 固 る 率 あり 其
 時 八 余 捕 と 遠 び 不 速 村 人 へ 在 一 支 死 領 主 地 取 返
 人 へ 届 見 分 を 請 近 村 へ 札 中 願 為 札 の 上 排 不 一 為
 札 垂 取 の 内 十 分 一 運 上 是 出 され 魚 一
 一 寄 鯨 と 一 八 獲 不 為 痛 或 死 一 鯨 漂 流 一 自 然 と 寄 不
 寄 方 を 償 へ 引 上 糸 條 の 越 不 任 進 一 一 札 の 上 排 一
 あり 代 金 三 分 一 丈 死 領 主 地 取 へ 取 立 三 分 二 八 寄 たる 村
 方 の 不 得 と 一

一 流 鯨 と 一 八 沖 不 漂 流 一 鯨 見 付 早 速 大 勢 早 船 を 出 一
 緊 固 償 へ 引 付 取 揚 たる 流 鯨 と 一 代 金 十 分 一 上 納 余 八 其
 村 方 一 割 紙 一 寸 幸 あり
 一 切 鯨 と 一 八 沖 不 漂 流 一 鯨 見 付 早 速 大 勢 早 船 を 出 一
 捕 師 ども 寄 集 り 各 命 の 道 具 を 見 獲 び 交 小 ち つ 一 早 船 あり
 移 り 切 取 を 切 鯨 と 一 切 取 内 次 等 不 遠 伸 一 流 竹 浪 風 あり 一
 切 取 率 あり 一 寸 なる 一 尺 八 尺 右 切 取 たる 鯨 を 集 め 商 人
 立 會 の 札 一 一 買 取 為 札 取 返 二十 分 一 上 納 其 余 八 切 取 たる
 捕 師 ども の 不 得 と 一 但 一 私 領 へ 會 の 場 不 一 言 割 紙 一 相
 寄 の 一 令 を 丈 寸 の 取 取 へ 上 納 する あり

一 市賣一金といふ市場にて高賣物の賣るに處ト二十分一或ハ
 二十分一其市場若し仕来といふ取立事あり又賣高不構は
 賣高の取立事ト取立る事ありて取立不同あり
 一 諸山一金といふ百姓持山大本等あり村主村方より自由ハ
 代換事あり領主地頭へ取立の代換る由多其真加とて
 代本の内十分一上納といふあり是等を信山といふあり
 一 信運上真加永ハ村方の助成入と後世のた免相稱商賣徳稱
 或ハ水車等の形ト亦何あても信負人等ありて年季を
 限りてその意ト運上又ハ真加米永を納すといハ諸穢人其穢
 初る内取金若出を類あり運上といふも真加永といふも同格
 たりといふども其取極くそのものを運上と唱又上へ

たるす由免真加のた免米金何れ上納仕る處ト杯少銀ハ真加
 米永と唱少一の意味遠ふといふども一餅ハ同格といふ事と
 唱ても宜しき事あり候す亦不運上とハ唱へてき事もあり
 其誤ハ何れとも取立るも成不形規不形ハ時々真加金何れ
 納金一杯ハ運上とはいひがさし運上真加米永取金
 等の取年季との事何れも各取外書ハ記以分一金ハ漁獲
 あり取立賣高二十分一或ハ十分一其外市場信を賣高二十分一
 二十分一或ハ高賣の取立あり信山林本代出の事あり
 あり何れも分一金ハ各株小載せ候事分一の事より
 より小物成の名目有るは各帳又記以
 一 降時物といふハ彩田開墾代金又ハ材木住還並本立

拵代令開所との杯何れ小限の秤物等の軽入札相續引込納りもありつゞきの品も其半限り際時小納り輕入帳小載せられたるを際時物と唱ふるあり

一 水車運上とりハ水車新規形出取立る時ハ水筒の上ハ勿論其村隣村等若障の有無と札の上取除き三六八十尺

一 舟一ハ運上更加永ハ其村又ハ隣々於例もあるべし且車の大小により難数の多少あり凡七八尺位の水車運上ハ永百文より或百五十文位位九尺より其文を或尺小及小車ハ永三百五十文扱より四百文位又極の多少により一扱ありは

一 市場運上とりハ市場市住古より室形新規の市場形ひ出ると容易に免さば市場も程々の雜物商賣もするものもあり穀物

或ハ綿糸類の市もありまこ馬市着市茶煙草市あり其外寄りの勝手屋敷古来より其品其品あり高賣りて未遠方より其市を心を来るゆゑ其市あり市場運上ハ市立町教長程により運上の多少もありて同様ハ極ぐこゝ又商賣物見世役とくま見せくにより取立るハ市毎小不同あり市場運上極り其交より納る運上ハ市の繁昌不繁昌不拘らば小物成名月の極小成り率々不同あり納むるれども古ハ市立たる町場も極く衰微して近年止たる場所免形ふとれを吟味の上市場運上免除中付る事もあり候て市場運上の定納ハ小物成を定ぐこゝは之ハ浮役の形あり

一 小獵運上ハ鯨鯨等の大獵と遠ハ定法ナリ 鯨鯨鯨鯨
 鯨鯨鯨鯨等の鯨鯨長繩打網海川の法獵其不請負人等
 ありて年季と限引請負より是れと場取を極一ヶ年に何れ
 の運上及中一小漁物の賣上獵師ともより取立及有取小
 ときハ吟味の上運上を極るもあり又國匠によりてハ小獵も賣
 取場あり分一取立るもあり國々の社来りありて運上分一等の
 取立方一極あり
 一 鯨運上ハ大川筋鯨鯨多其川の魚を取る獵小鯨とつて川を
 石積めて船切魚道を一取立法不免と取立舟賃を高く
 賃の上へ魚と運上するやう小極る物ありハ川小多一取の取
 引ある大川小ハ取がごとく大川の鯨ハ賃も大舟と舟小取

一 取も多くいすあり又船通行の川あれば片方に寄通取の
 口をゆけ船通取及又高き取小は鯨場も古来より場取
 定り取取及取立る事容易にならば運上ハ鯨此大小
 小随ひ多あり取年季もありま村村の鯨も有り請負
 人ありもあり又取より村主極りたる鯨もあり何れも鯨仕
 立る者より運上及出取又子細ありて鯨をさる年ハ運上及
 許りまも年季を限り請負人ありハ取許され
 一 池運上といハ池あり鯨草を取り又ハ漁獵もつて一其池一
 園小支取つてを運上十付る大概池取取取あきども池取ハ
 定納小物成りて村取小納む他運上ハ村主あるや又ハ請負人
 ありて池取の取あり他取とよけ遠あり

一 鳥札運上といふ者取回収地田方あり付寄るの付下
て者獵りてし交者取出る者あるときハ其取所より焼中本札
と後しを枚何枚と應トたる運上付付るに札を下居村ハ
勿論化村めても一領の内ハ心次第小教生りては亦鳥札運
上ハ獵師へ札返き以て急浮取あり

一 言細取ハ冬春の内鴨小鴨の取を取る鴨運上ハ夏秋鴨を
取る運上あり取取とも勢州長崎本田新田附小多一化領
入舎の場下ハ双方取人三舎ハ札中付言割を以て運上を
極るあり於余國小も此取ある處一

一 鉄砲運上ハ高類威一鉄砲殺生筒取取の運上あり威筒ハ
猪無猿兎の取作毛と荒走み付玉なりみく威斗み取

由急運上ハ及されども鉄砲摺小ありたるたあ小村取に少く運
上出さずありむ運上あきあり獵師筒ハ後世のた急借り
受る後て獵師ともより運上を納さずあり但一威筒より摺別
余斗納む鉄砲ハ所定法ありて證文書出し獲物打留書付
等若出後因来ハ利して歳重めて獵師もハ季亦二季亦の
差別あり村ハ形取不取ひ出るとも貸後する事あり
一 同屋運上ハ湊河原場町字の穀同屋指同屋着同屋取同屋
そ外諸同屋よりの運上ありむ同屋株形取不取出るとも
容易ハ免件あり
一 油取運上ハ油絞を後世に以者の油取を絞小付何種と運上
と納むむ酒を遠く採みくハあり

一 葡萄酒を真加永に造葡萄酒をより納る真加永をり世一
 取小より真加令銀等納るもありむ葡萄酒をハ産と據といふ
 小ハ亦々れども仲留商小付形規不始る小ハ其所の仲留熟
 後の上形ひゆる時ハ吟味の上故藤をけきバ免許なり
 一 貨を真加ハ貨を株ありて仲留小仍事立並真加永運上
 近年始る國により真加永運上も亦く仲留仍事も仍勝手
 一 次才ハ貨物販る所もありま村方等の小貨をハれも亦く真
 加永等の油沽も亦く勝手次才の所も亦く其所の仕来ハ格
 別た亦なき時場等貨商賣ハ取ゆる小及ざる事あり
 一 砥石運上ハ青砥草砥上州砥鳴砥名倉荒砥等亦くあり
 一 亦外國ハありつるも清負人ありま年季を限り運上

真加金銀を納り砥石切出以亦砥石小限ら以若の石少て
 一 小山を見立相形ひ運上真加永納り清負少て切出以事
 あり
 一 金銀銅鉄松山明人梳茨山運上の形山を見立據及有
 形ハ年季を限り清負亦く極出以砥石杯と遠ハ松別の
 國益大造ある清負亦多領主地頭の一子限り小ハ成グ一
 一 何儀の上運上真加永等上納む其國の領主地頭ハ亦一
 一 事亦も然るより又國主の領分亦款計ハ性古より有来り
 一 國主持小成たる所もあり
 一 帆別運上ハ廻船の運上あり帆の負數小をけ運上納む大坂
 一 堀其外離月等の 松州より中國船海運 廻船ハ多の運上據

此は遠國も同様あり新小船造り多し時ハ村役人へお届支
配地既へ船出船收帳小記一支配地既より焼作り一相
後以方角船ハ勿倫玉との廻船もても江戸大坂へ廻る船ハ
廻船方収取の焼作を請ふ事あり

一 川船收ハ言幣平結持廻り丁小たり船等川筋まで荷物
積船起て後納む江戸船并國との船もくも江戸へ
廻る船ハ川船収取へ運上差出へ焼作を請ふ江戸へ
ざる船ハ川船収取の焼作ハ後以支配地既の焼作法
ありりりきも後納む川船収取へ運上出は船も
支配地既へ後納むも亦あり國一町もて多少の遠
あり

一 小船收ハ漁船作船等荷物積ざる船の収積なり亦以下り
不同あり

不同あり

一 室屋収ハ麴屋の運上あり軒何夜と扱ありお麴商賣

相止室潰と此ハ収積差許は

一 炭竈収ハ炭を焼出は竈の収あり竈をッ小運上何をも
扱納むるあり

扱納むるあり

一 大工収ハ大工の収積あり職の上中下によりて収積多あり亦
下の大工と産一々中の中も上の中もあるなり大工仲間と村役人吟味

いし上中下に分る私領ありハ収大工とて城普請或ハ陣屋

曾儀等小目敷と定り呼巻ハ収積取立ざる亦ありま

前より後積おく勝手次第ハ大工職つゝは亦あり國

の仕来り區あり
 一 桶屋敷ハ大工役日他あれども職の上中下差別なく主人小
 何程と極め納むるなり但一春屋の桶敷を夜小初る所もあり
 一 石屋敷ハ石屋の役職あり但一上方筋英伊豆國杯小多
 其外遠國小ても石切出は場石其村役而て納るもあり
 石工人敷極り納るもありむ材をてかくの石工等ハ役職冥加
 永等なきもあり
 一 緋屋敷ハ上方國東とも藍瓶小を役職差出ハ又藍瓶
 役ともいふ國にす藍作り出は場石八百姓路々藍瓶と持子
 深小い一汲せハいこさ係とも百姓より藍瓶役職納む
 るもあり

○ 定免の事

定免ハ享保年中より始り檢見石ハ其年限り小取箇付を以て
 寸若過て其奉仕の見込遠ひありとす未年
 一 其奉仕中の増減ありがごとく一録々吟味の上勘辨あるべし
 先定免取知村の十ヶ年あるハ十に五ヶ年奉仕の免を平均
 たとへば平均免五ヶ年ありそ村方根取免其外土地の石急
 助成縁の石急等を棄て考へ合せ十ヶ年平均免小何程
 の指一免あるハ十五ヶ年平均免小何程の指一免と分量
 して定免を付付べし平均免一増免一減免に中
 付る子細ハ檢見取ハ檢見の石急送り迎ひの人馬下見内政

の際費へ張面仕立物の入りの法失布を其う検査
 ざり内は繰止り付漫り列上る事を禁以定免の場
 檢刃ふきゆ右中への後へ用も是れ是列取も付小
 けこし百姓の勝手格別軍一依て定免不形ひ出るもの外
 諸へ用不お高の格一免ハ勘辨の上り付登き事あり
 定免吟味の旨取箇見込ハ其村山嶽漁獵等あるやま
 若くより運上等も納束るやたとひ運上ハ引付を以てか
 上納仕束ともお高の格一併村方の帳不お取るや格の後
 と吟味とつけ子格あきや取箇不見込格一免中付一
 山嶽漁獵山嶽とも其商人斗りの後世不お成一併の百姓
 掛ぬ場不も一り一概中らあきき束る能く勘辨の

上取箇不見込百姓の難儀不お取や取斗り一其併二毛
 作蚕束本綿桑楮漆茶園兵町場市場の帳ひある場所
 津出りの遠近多委一考へ合せ百姓甘にある不ハ悉
 取箇不見込む一是ハ定免不あきらげ檢刃取の場も同
 取不心以格一
 一いまど一白廻村もぞバ地理の帳子も辨へさる以恭決して
 定免不ハ中付取事ありを難の場取ハ格別早損水損所多き
 不ハ年束土地の帳子委一辯へされハ取箇の損失多一其取ハ
 早損水損取も定免年季十ヶ年の内を難の年ハ格別の豊
 遠作の年不ヶ年と見込を格の場取ハを難の年ハ格別の豊
 作不て二ヶ年分も一不不收納すべき程の年柄も定免不

極る上の空りたる外一粒も余を納せざれば悉百姓の作位
 とあり遠作のこゝに拾見取出吟味の上定免定法云々以上
 の損毛年ハ引方勿論あり然る時ハ宜しき年柄ハ年柄ハ百姓の
 徳分とあり遠作の年ハ取箇減ト百姓の損毛亦く百姓の取
 色分の勝子なり早水損りて播種の際毛ある場雨柄ハ年柄の
 年ハ出基方にて宜しき年柄のあり其見込あり云々年柄ハ年
 の年季を限り定免を定むべし穀工支ある年一む年季
 切之の良ハ荒地起返一等の有益を強く吟味を云々ハ
 土地の積子に悉く吟味の上播免中付る事もあるなり
 一 定免年季中破免あきやう取斗ふべし休むども天取斗ふ
 方容易の勅めてハ以届がこゝに之 上の評念み難る事

終末このたのまははひし其 評大恩奉報後ハ年柄を
 背く定免通の評年貢年々滞なく相納破免等あき
 極出情い以外ハ年々と常と中教百姓一統一途不農
 業出情いを以格不中ハ年貢あり先其没人の心慮云
 上の評念難る事 評大恩奉報後ハ年柄を
 教へざれば百姓凶伏せ以備何絶實意中々教ると中々
 十交や二十交やゆてハ建う以届く以常任座川百姓の額
 を以て交毎小委しく教れば年月を以て内ハ自給と末々まで
 以届るのなり右の通り 巻由以中教へ百姓一統一統はひし
 農業出情相極ても年柄により格段の不作為て支食等も
 若支巻先水不く形等中立るときハ吟味の上破免も中

中々年貢も引込らば高き高きなり支食も若支ゆる程の
おとありまとも一村の熟割合少く二分に届らざる損毛ハ引方
考はべきやうもあしさればとて百姓の難儀も厭えらば定免
通り中付るハ利屈取して相商の取箇小あつたは花の年柄も
有とある兼て豊作の時園熟等を最重小中付並凶年の最
難儀の者を救ひ年貢も破免せば百姓も痛まぬやう
工夫ある處

一平均合を見て破免を初るハ損毛二分以上より破免小五分
上回ハ上の割合へ七分減じて今年坪割合と引合特指すれば
破免して引方立あり坪割合毛の方多ければ三分以下の損毛
にて引方あり定免の通り破免するなり是ハ破免程の最檢見先

中々用ふる事あり

一たとバ割合九令今年坪割合五分は白あれば五分は割合
九令あて割合六分とあるを一の内より引込らば今年損毛
と引割に分の引方なり

○重付の事

一重付といふも免といふも同ドあて高き取の取米あり然も
ども重付ハ割揚より起りて免とハ意味遠くなり
免は高き取付を半取を二ツといふ重付ハ取高の
言初ふハ高き事あり割納止て米小揚て納一より年の豊
凶小依て割揚の増減出来つひに重付とありて取箇の若急を
見合と通法と成りり言ひるは米を割裁つ裁を裁

厘と極て厘まで用ひしゆ多厘付といふ又何段よりり幾厘幾毛と毛まで用ふるやうに成て取箇を極む石言へ幾つ幾分幾厘幾毛と毛まで用るときは取箇の損益おろし依て毛まで用ふるなり

一上方の取箇ハ厘取箇東の取箇ハ及取あり上方ハ言を主と一
國東ハ及別を主と依て厘取と及取と別をたるものなり
私領ハ上方筋あり及取箇東あり厘取の年も稀にあり

○越石及小作等の事

一知石を儲取る者不足十石内のかハ裁石あり及取あり
たとハ知石ハ百石の者一村言ハ百九拾五石の地を及取ハ
五石不足もけ五石ハ小言めて田畑及百姓を分け分々に成る

依て隣村言の内ふて五石及五石を越石といふ越石ハ物成斗り
及取儲掛りとの人は及取言けは知石の内を分り地取より取
箇付る事も成る言及取割合もあらはる事買斗り越石村
並の取箇中及取あり及取十石以上の裁石ハ稀あり二十石
二十石の不足ハ言地取百姓とも引分け分々あり及取なり
成るべくハ裁石にありぬやう小割合して割合は事あり
一出作といふは高村の百姓化村の田地を指他村へ出さる耕作
いこまをいふは化村をて是を八作百姓といふ八作と唱るハ小作
乃事なり
一持係といふはたとハ言百石の村あり及十石ハ二給へ多る時ハ
三十石ハ持する百姓と二人一給へ渡せば肉取人八十石の余計

あり去の十石割跡一給へ渡る言あり是を持居といふ

一 小作といふ所持の田畑を居村又ハ他村の百姓へ領け作らせ
奉貢の外に自分他米を加へおさるをいふ但し奉貢は収
とも小作人方少く勤非余米は種と極地主交れあるひハ
奉貢諸及とも地主方少く勤る對候もあり

一 重小作といふ々田畑質に入重小質地奉季中地主小作
いこまをいふ

一 別小作といふハ田畑質小取り地主小構え匠令主方より他の
者へ小作いこまをするをいふ

一 永小作といふハ質地小あきとなり自分所持の田畑奉季を
定め居奉小作いこまをするをいふ地主筋多く地面取戻し

外くの者へ作らする奉なりがこし若小作奉滞り
海ろといふこは或ハ格別不持の筋もあは地面取戻し
屋一む右田地小作人方少く質入りしこし又ハ別人へ小
作小渡はるあは居時分の永小作奉季ハ以十ヶ奉と限る
あり

一 名田小作といふハ質地小あきとあり田畑多く所持の者手
作小余り小百姓小作らせ無といふ但し二拾ヶ奉以上作らせ
無といふハ永小作又准は

一 家守小作といふハ小作言多くしこ地立世流は属る世流
人と立入附の世流いこさせ給分小作地の内は及歩と
極め奉了給小作らせ奉貢諸及号ハ地主の方より勤るといふ

一 入小作といふハ他村の百姓小其村の田畑を小作りにさすと
り但し土地の傍々小作のて成下作入作交作新作部と
唱ふ所とも同くあつたり

○ 年季賣の事

一 年季賣といふ田畑とも作徳のよりを考へ年季と定め金利
足めて令子を借交令主方へ地所を貸し令主方へ右田地
と手作又ハ小作ありとも勝手次第ありて其作徳と利
分と年季心たるとき元令主交交田地を地主へ戻すと
いふまゝ本物返しともいふなり

一 田畑永代小賣後以て之を百姓家督小教有徳ある百姓
次第小田畑を買入小百姓ハ年々其衰へ後ハ一村の田地一友人

あておたひて又ハ他村百姓のものと成るとを懐み給ひ寛永
年中永代賣最重不許制禁とありしより以降農民次第小
繁昌し累代永続の安堵となせり是印と云 所仁政乃
所喜と云小難事ありばや

○ 畑田成田畑成屋敷成の事

一 畑方の場不用水掛ありて楢作仕付伏休田不敷屋敷地所
たりて田成に中付べし田と畑と石盛遠くむ上畑より田不
成ハ上田の石盛と付中下とも其位と持せ石盛遠くひの分
ちにて村を場は畑田成石写出言ふ記し年貢諸役も
場は率ありむ田成の地味格別劣り上畑成あても上田の位
付かたけは上畑の石盛あて取並率もあり取箇ハ先捨

見取ありて一熟村定免あれば逐く定過より加ふ登一
 又用水を圃澤より余ある年ハ稲作を仕付旱魃
 年ハ畑作を仕付始修田不成ぐとき場ハ田の石盛より
 さは畑作ありて一並毛田と名付稲作仕付する年ハ出
 来方お夜の来れに十付登一又田債の場不用水なく
 畑作仕付する分先すこ同括なり煙草本綿或ハ瓜茄子
 大根薯蕷等作ると雜草畑と唱ふ孰も勝手作なり
 畑田不作るとも畑作へ並さば定免村ハ田方定免通り
 の雨簡お納檢見取ハ田の上毛並に合付のき法定法お
 りむ旱損傷あり一向用水をくする年先非なく粟稗
 黍蕎麦等仕付する勝手作にあはは先ハ尚毛畑と名

付作毛お夜の取箇中付登一環始純用水なく田畑成
 形ひ立ち時ハ吟味の上上田ハ上畑の石盛不並すべし
 下畑下と畑杯を並成不形ハとき並後の石盛不並し出言
 不す登一併新を並房隣等はと相礼稲隣りありとも
 四登引も並中為檢此以後の並並成ハ成ぐとき率お付其
 心はある登一但畑田成出言ハ並ハ上畑又反歩石盛十
 くと言又石の田と成上田十尺の盛あり又反歩の言七石又斗
 不成依て上畑よりと田ハ武石又斗言増あり村方の外に言
 武石又斗畑田成出言と記以又石お石ともり年貢言及
 とも村並不並するまと田より畑不並は武石又斗言減る依て村
 方の内法引物の不あり言武石又斗田畑成石盛遠引と

記は又石割引ともいふ年貢并役ハ言不を言役ハ引率あり

一田方用水をうわくあり畑小取出さる苗上方八田畑とも米取由る取苗減するまでめて六ヶ後率ふ一因東ハ畑方米取み付たと田方用水あく畑小いよはとも米取小いよさハ捨別永取小ハいよさき率あり

○村方分々の事

一たとハ言又百又拾石

何村

二百三拾石

甲家知行

内 貳百貳拾石

乙家知行

此分中ハ村言又百又拾石を以て甲家知行言二百三拾石と

割六分とある依て村言の内六分通り甲家知行分は分通り乙家知行分あり備六分を田畑林小物成見石場持場等外ハあても其村小ある取へをて甲家知行分とあるは分をさる時ハ乙家の知行分とあるたとハ花園のゆく家敷六十軒の村あるハ先園を入大道を南北小引分南ハ甲家知行分北ハ乙家知行分と定るときハ家敷六十軒を六分通り引分二十六軒を甲家知行分の百姓と一は分通り引分二十軒を乙家知行分の百姓と南北各名を組段を定め又小茶言を名寄帳を以て引分甲家分の言多きう乙家分の言多きう改め多き方あく越石を持せ引分ありむ越石百姓貳三人あく海中にいよ一爰そのけり高場取小かいて勘辨あるべし

一村二分郷の圖



○ 支食種貸の率

支食種貸ハ常例の率にあつて凶年ハ不作の種子と吟味
して村方及び人別ハ急ト貸渡さあり但通例の率も作
の種子を分付登し夏中より七月中ハ豊凶乃種子大概
見ゆるらあり若遠作と見込たると此ハ農民の食と俭約をせ
定甚菁と種さるる一麦よりお一早く出来まより麦不取續く
時の助と成あり且凶年支食の助とある不荒増たの如し

- 商陸
- 蕎麦苗
- 麦門冬
- 山蘿蔔
- 蕪蕪
- 黄豆苗
- 芋根
- 池参
- 夏拵草
- 紅豆苗
- 菖蒲
- 車輪菜
- 金盞花
- 百合
- 老鴉蒜
- 雀麦

- 燕麦 (あやめ)
- 栝楼根 (きくろうこん)
- 木槿樹 (もくじんじゆ)
- 榭實 (せつじつ)
- 榆錢樹 (よせんじゆ)
- 蒲筍 (がまのこ)
- 菊花 (きくか)
- 白楊樹 (はくやうじゆ)
- 槐樹芽 (かいじゆめ)
- 松實 (まつのみ)
- 蘆菜 (あしな)
- 金銀花 (きんぎんか)
- 捺子樹 (なすじゆ)
- 楮樹 (こじゆ)
- 竹米 (たけこめ)
- 茅芽根 (ちやのこん)
- 芡苳 (せいとう)
- 柏樹 (はくじゆ)
- 柘樹 (せつじゆ)

右の如く申のまゝに常はとくを食し、害あきと古書に載るゆゑ爰も奉る以外も尚多し、其道に委しき人より尋座し

○田畑歩踏并物成言を物勘定の事

縦式拾又百を尺八寸横拾八寸の田あり此歩数何程と同
答曰百又拾又米

法曰縦式拾又百を尺八寸と並横尺を尺八寸と同法六寸を割式拾又百三分となる是へ横拾八寸を歩数と凡
但一縦横とも横尺八寸の長兼く六寸を割切るや、小付並
定法あり歩数ハ歩より内ハ拾る是又定法あり

田歩數千之百又拾式歩は及別何程と同
答及別四及又畝三歩

法曰歩數千之百又拾式歩を並畝法之申て割以下八割と凡
五畝二歩と成此端式歩へ是歩是一端歩之三歩と凡
但一端式歩あるは是歩是して三歩と一端歩あれは拾るあり
於て端歩ハ畝法之申て割切る拾不付並定法あり

上田を町二及八畝拾八歩及系米六斗ありては取米何程と同

各取米八石二斗五升六合

法曰吉町之反八畝拾八歩と直搦拾八歩と畝法ニテ割吉町之反八畝六分とある是へ反米六斗と各取米と凡

岡東畑米三拾貳百文貳石六斗代りて取米何程と同

各取米七拾石六斗

法曰畑米三拾貳百文と直四ツ小割取米と凡

但一貳石六斗と有なるも四ツ小割とるも同敷あり依て貳石六斗

代ハ此と定法と凡

畑米又費八百貳拾石文以テ言何程と同

各言貳拾九石六斗貳升六合

法曰畑米又費八百貳拾石文と直又と有言と凡

但畑米と言小直法ときハ此代の定法あり

言五百貳拾石免三ツ五分以取米何程と同

各取米百九拾貳石六斗

法曰言五百貳拾石と直免三ツ五分と有取米と凡

言三百貳拾石以取米百貳拾七石六斗免何程と同

各免三ツ六分三厘七毛

法曰取米百貳拾七石六斗と直言三百貳拾石と以て割免と凡

但一厘付ハ毛位まで用ふ毛位以下ハ捨て又ハ切上て毛毛とする

定法あり

本途米貳百八拾石以斗五何程と同

各斗五貳百九拾六石

法日本途米貳百八拾石を並之とを云ふ少く割斗之と凡

但一斗を升入る儀小付延米貳升を加へ三斗七升入の定法あり

言七百三拾石は所産米入用六尺給米所傳馬宿入用各何程と同

所産米入用永費八百貳拾石

六尺給米石四斗六升

所傳馬宿入用米四斗三升八合

法曰言七百三拾石といふ刻所産米入用米と凡又言七百三拾石へ

二をを六尺給米といふ中言七百三拾石へ六をを所傳馬宿入用

米と凡

但一斗東ハ言百石小付所産米入用永貳百六拾文六尺給米貳斗

所傳馬宿入用米六升の定法あり

関東納米千二百俵に米何程と同

各に米拾石

法曰納米千二百俵と並米俵の形を升の位とて上の形へ并へに米

拾石と凡

但一斗東ハ三斗又升入る儀小付に米を升の定法あり

本途永三費又百文に永何程と同

各に永百又文

法曰本途永三費又百文と並之をを永とい

但一斗途永三費又文小付に永三拾文の定法あり然永ハ分まぐ

用五分以下に拾又ハ切上てを分と凡

上方本途米貳百石に米何程と同

谷口米六拾六石

法曰本途米貳子貳百石を並之を米と凡
但一上方八本途米を石不付に米三升々の定法あり

上方貳子又百七拾八石三斗六升又合は沖筋前入用何程と同

谷沖筋前入用浪二百八拾六又七分又厘

法曰高貳子又百七拾八石三斗六升又合を並一五とを沖筋前入
用と凡

但一上方八高百石不付沖筋前入用浪十又五分りの定法あり
於て端銀八厘まで用八厘以下は八拾五八切上てを厘と凡

一箇の村あり上田貳町二及五畝歩石盛十五 中田拾貳町貳及三
畝拾貳歩石盛十二 下田二町四及貳畝廿七歩 以分米三拾七石六斗九升七合

村言何程と同

谷

石盛十五 上田貳町二及五畝歩

石盛十二 中田拾貳町貳及三畝拾貳歩

石盛十一 下田二町四及貳畝廿七歩

各分米合貳百七拾壹石。貳合 村言

法曰上田及別貳町二及五畝歩を並上田石盛十五とを上田分米と凡
中田及別拾貳町貳及三畝拾貳歩 但一端歩と畝法三と並中田石盛十

三とを中田分米と凡下田及別二町四及貳畝廿七歩を並下田
石盛十一とを下田分米と凡各分米合て村言と凡

年貢米百貳拾貳石河原場と十四里運送以米里不付を終債

後十六文は賃錢何程と同

答拾八費文

法曰道法十里の内定法八里引掛九里へそ里を結の賃錢十六文をそ又該數百文拾錢をそ百文以上九分六めて割運送賃錢と成

但一居村より道法八里ハ村役より運送する定法あり

石盛十二免口の田あり又公又民五分措りて尚合何程と同

答尚合六令口白

法曰石盛十二を並免口を定法七十五めて割尚合と成但一及法三百又公の法又分をそ又措五分をそ七十五と成是と又公又民五分措の定法と成

普清公得の事

一堤川除其外とも普清不村役人者見廻り念入小破の分ハ村方めて取括大破の場不村方修度及及がきハ早速申立べきやう其村并組合材へ中後法へ起る普清ハ入用言少ハ増とも取括又又中付へ入用と取括の減不拘り南産納不仕立並出水の時保りひなく流失まらと此ハ田畑も括ド領之地段の換亡而已あはれ洪水の苦ハ民衆ハ勿論人馬等も流失し百姓の歎少くは奔る不量なり終て工支勘辨何る盡き事あり
川除ハ上々里下々里程の間と公付へ其石の勝手よき括不普清の川上川下の田畑へ隔不成事もあり盡く水

の深さ異何年跡の出水ハ何方まで水湛へ何日雨降一貫ハ
 何時迄出水一降止る何日雨不水落一杯あるべ蓋置一すこ
 石川ハ水落早一泥砂川ハ水落遅く次第に増水後く田畑の
 内へ湛へお押にあるとあり泥砂利川地切不ハ大水の居地
 九合或ハ蓋蓋の満水の減水又ハ馬踏低き所より越水あく
 押切のありた格の居れ子者も兼て用意有蓋一且川下より
 湛へお八田畑の損ト少く地切不よりのおふは水ハ扶一甚多一
 一旦切不と成てハ不流ひ普徳いこはととも洪水の節其新
 より鬼首被扶いこはとあり随分念入蓋置一
 一用水不引ある川筋にある山林伐木いこはハ勘辨あるべき事
 あり伐木いこは時ハ夏不ふり水不足する事あり其候ハ夕之の

ざる場も夕之をく第一夕之あくて八田畑のため不あり又山林
 不伐木なきと死ハ大雨の居土砂押出川筋あるくあつて用
 水のそりよ候一かろを結く考究一伐木す蓋置一
 ○備地異尺八插目論見の事
 一 地高の場して田地へ川水を用い水をくさき所ハ備地とて水落る
 所を考へ山の形にあさぐひニ方或ハニ方を考又ハ丸地を築く
 山水の流を待へ田地を養ふ其築さやう品あり堤乃大小
 溜池乃度熱不さくふ蓋置一堤勾配ハ内法七寸五分勾配外法
 五分勾配を考とる備地内法を考とる勾配りさく土性宜一き蓋
 之より厚さ三尺絶陰置一他の地形も念を入結く築めこめ
 水拵よき拵不す蓋置一各地水漏出る場系ハ池の内へ井と

一 九とバ埋樋長五尺

内法八寸四方

尺八樋長式留字

内法埋樋と水樋

内板坪は坪九合七勺之方

内

是坪九合七勺之方後甲蓋板坪

是坪之合之勺之方兩側板坪

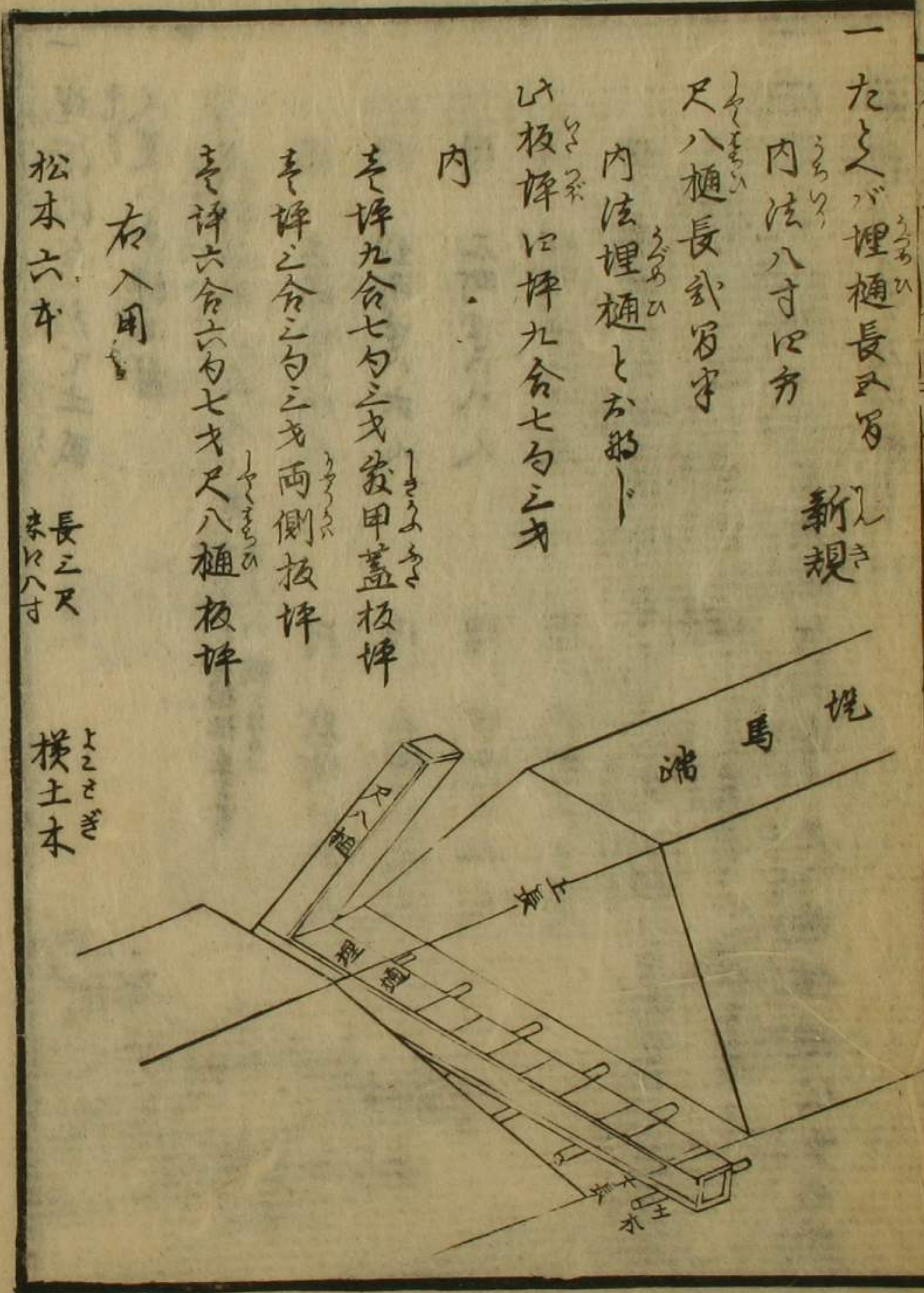
是坪六合六勺七方尺八樋板坪

右入用

松本六本

長三尺
本八寸

横土本



同板二枚

長三丈六寸
巾三丈六寸

後板

尺八分八寸

是ハ布板之り継分但一継手尺寸

同板六枚

長三丈五尺
巾八寸

兩側板

尺メ六寸

是ハ片例之枚が両例分継手を尺寸

同板貳拾四枚

長三丈貳寸
巾三丈

甲蓋板

尺メ六寸

是ハ長尺留の内口留分留六枚

同板壹枚

長二丈貳寸
巾三丈貳寸

布甲蓋

尺メ六寸

是ハ沈の方甲蓋蓋樋仕込

同板四枚

長三丈五尺
巾三丈

尺八板

同本壹本

是ハ是込板八寸して埋樋仕込

右栓本

是八尺口伐

長三呂
末は六寸

角井柱

松本式本

是八式本三

同本式本

長六尺
末は八寸

笠本

同本式本

長三呂
末は七寸

五側杉本

是八式通り云 笠本へ仕込

同本式本

長式留本
末は六寸

扱本

是八角井柱取本帯入

同本式本

長七尺
末は六寸五分

扱本

是八口伐六本よりてかせ苗杭小打但一杉本式五分

四寸皆打釘九拾本

但一五分五分
鉄同括本

此鉄同費二百六拾本

内

拾八本 發板より土本へ打但一土本式本へ打本打六本分

式拾四本 側板より發板へ總打是板小打四本打六本分

四拾本 尺八板是板へ打拾本打四本分

九本 尺八より發側へ打打是發板とも打釘

又寸皆打釘八拾本

但一五分五分
鉄同括本

此鉄同費二百六拾目

内

四拾八本 甲蓋是板小打式本打式拾四本分

拾本 布甲蓋是板へ打釘

徳同合式費八百拾五石

大工拾五人

是ハ板走坪小三人至田坪九合七石五分

人足式拾人

是ハ大工手傳多井柱震込一式仕立

右埋植伏所

平均長之間横三石

以埋土式拾式坪石合

内式坪

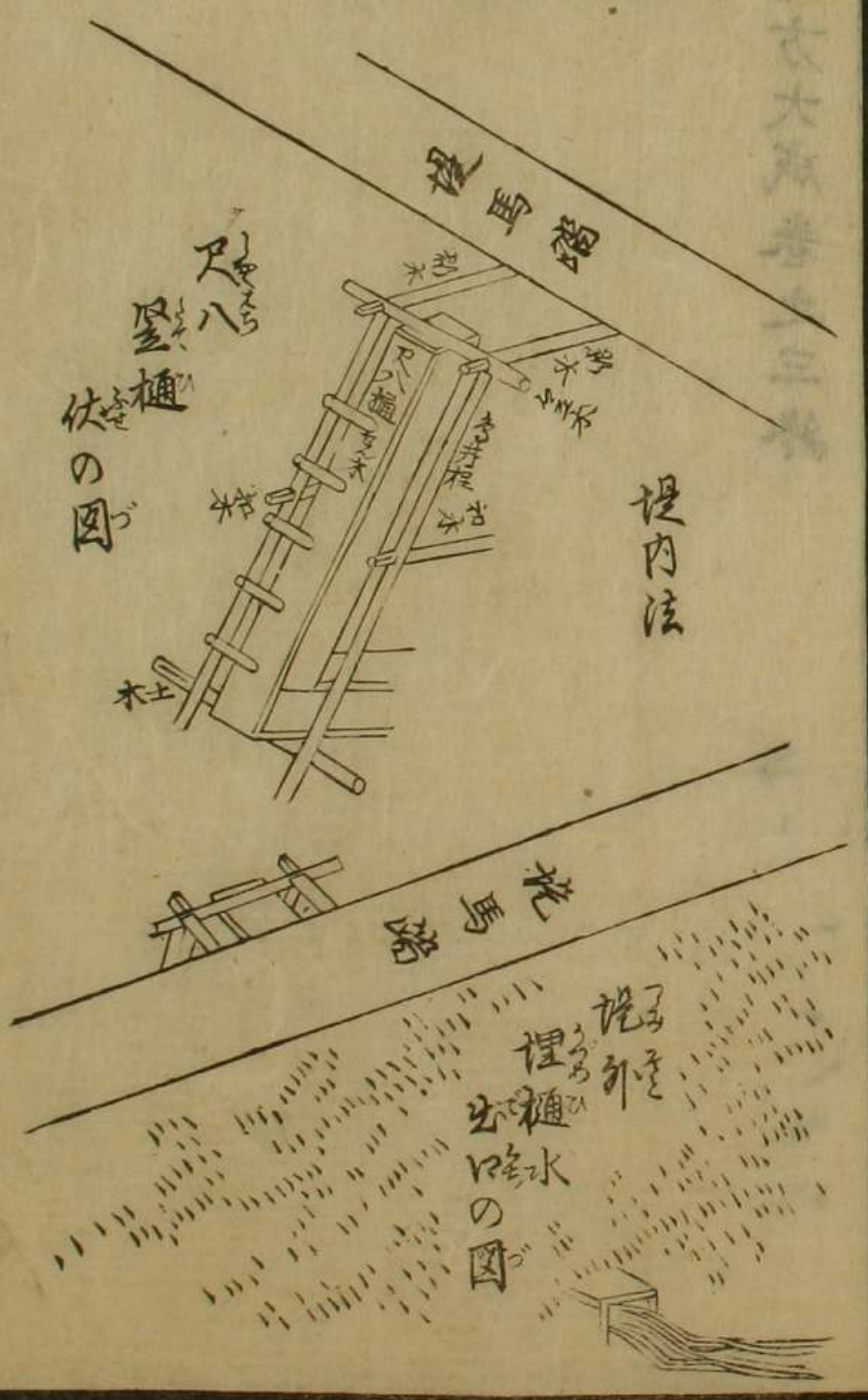
植長六石横七尺五分引

抄式拾坪石合

人足式拾五人式分

是ハ是一土版石分とも走坪式人石分是式拾坪石合分

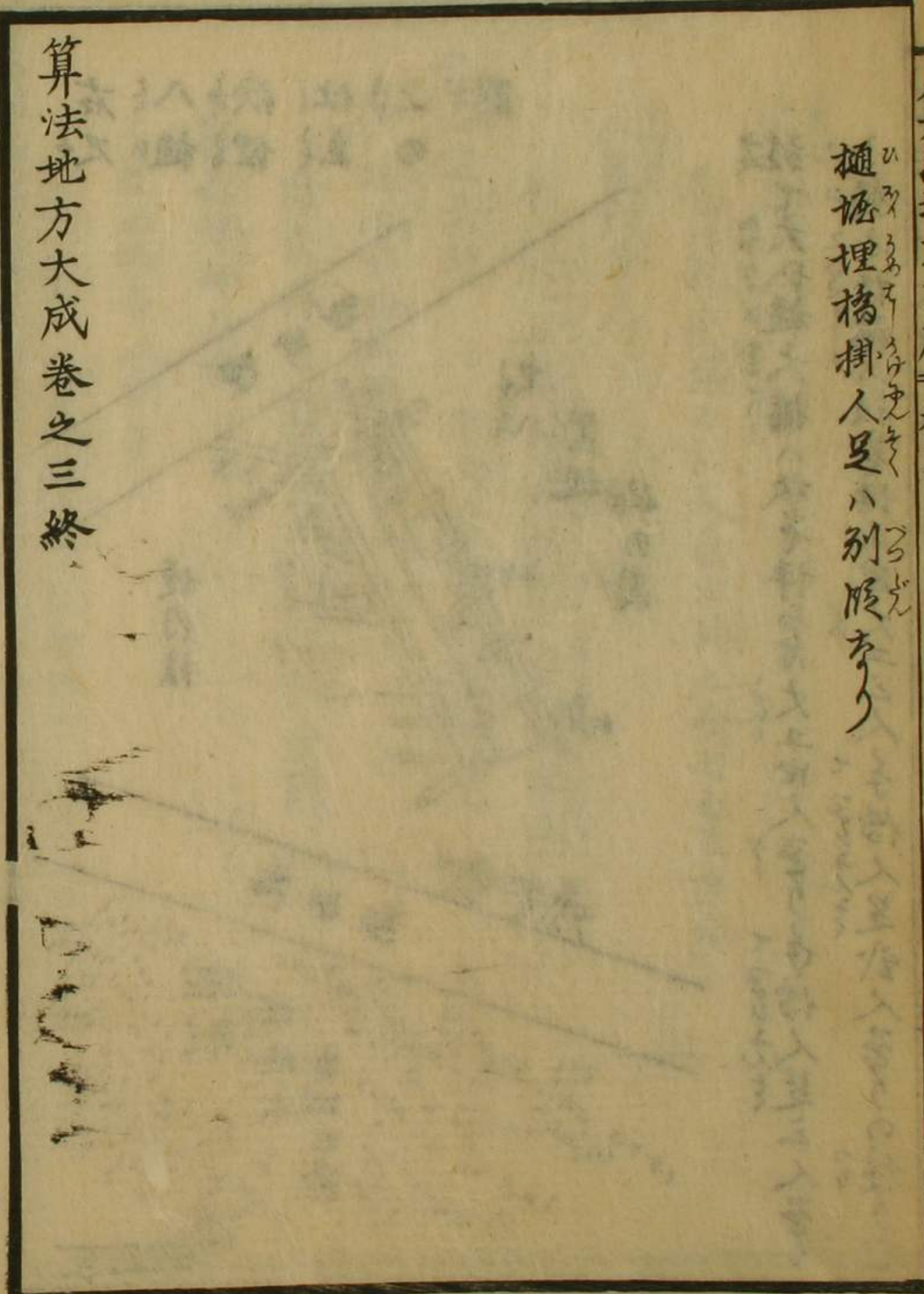
右尺八寸伏埋仕上之圖



於て大尺植大橋ハ板走坪小付大工二人をり手傳人足三人をり
小植小板橋ハ板走坪小付大工二人をり手傳人足二人をりの積り也

生考在坊一乃后一三三

通証埋橋掛人足ハ別股有リ



算法地方大成卷之三終

